

一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせるために

人権教育・啓発推進計画を策定

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている権利であり、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせる村上市の実現を目指し、人権教育および人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

人権教育・啓発の推進

人権教育および人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて実施することにより、効果的に人権尊重に対する理解を深めることができることから、次のとおり区分して施策を推進します。

- 学校教育における人権教育
- 社会教育における人権教育
- 市民に対する人権啓発
- 企業・団体などに対する人権啓発
- 市職員などに対する人権啓発



保育園での啓発活動(人権劇場)

分野別に人権施策を推進

あらゆる差別や人権侵害をなくすため、次の分野別に人権の現状や課題を把握し、その解決に向けた取り組みを進めます。

「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「部落差別問題(同和問題)」「外国籍住民」「インターネットによる人権侵害」「ハンセン病・新潟水俣病・拉致の問題」など

人権意識の向上を目指す

特に次の項目について人権意識の向上や改善を目指します。

- 人権が尊重されているかなど、人権に対する関心が高まること
- 人権を侵されたことのある人の減少
- 人権が侵された場合の相談先の周知と利用しやすいさの向上
- 人権侵害につながるおそれのある身元調査の根絶
- 結婚や就職などにおける部落差別意識をなくすこと
- 「そつ」としておけば部落差別は自然になくなる」という意識では、部落差別はなくなるという理解
- 講演会・研修会への参加機会の拡大



5年後を目途に評価と見直し

市では、今年度からこの計画を基に関係団体や関係機関と連携を図り、あらゆる差別や人権侵害をなくすため、さまざまな場を通じて人権教育・啓発を推進していきます。5年後を目途に意識調査を行い、計画の評価と見直しを行います。



「人権の花」運動を実施(三面小学校)

「村上市人権教育・啓発推進計画」は、市民課生活人権室、各支所地域振興課市民生活室または市の図書館・図書室で閲覧できます。また、市ホームページにも掲載しています。

●問い合わせ 市民課生活人権室
☎ 53・2111 (内線281)